

4 児童相談所の体制強化策

(1) 児童相談所における人材の確保及び育成

<背景と経緯>

- 児童相談所は、子供に関する様々な相談を受け、児童福祉司のほか、児童心理司、医師など専門職を配置し、子供の健やかな成長を願って、ともに考え、問題を解決しています。
- これまで都は、児童福祉司や児童心理司を増員するとともに、専門職を配置するなど、児童相談所の相談支援体制を強化してきました。
- 都の児童相談所における相談件数は、平成30年度41,512件であり、過去最多となっています。特に、虐待に関する相談の増加が顕著であるほか、先般、都内で虐待により幼い命が奪われる痛ましい事件も発生しており、児童虐待の防止に向けた取組が急務となっています。
- 平成30年9月、都は、児童相談体制強化に向けた取組として、児童相談所の体制強化等を含む「児童相談体制の強化に向けた緊急対策」を発表しました。
- 国においては、平成30年12月に発表した「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」において、人口3万人に対して1人以上の児童福祉司の配置、児童福祉司2人に対して1人の児童心理司の配置のほか、児童相談所における法的対応体制の強化を求めています。

<現状と課題>

- 平成31年4月現在、令和4年度までに満たすべき、政令に基づく配置基準に対して、児童福祉司が約180人、児童心理司が約110人不足（児童相談所設置予定の3区を除く）しています。児童相談所の虐待対応件数は、5年前に比べて3倍に増加し、児童福祉司1人当たりの虐待対応件数は年々増加しています。
- 経験年数2年以下の職員が、児童福祉司・児童心理司ともに約5割となっ

ており、経験が浅い職員が増加している中、複雑で判断の難しい事例が増えており、スーパーバイザー・基幹的職員の役割が重要になっています。

- 困難な虐待事例における法律上の問題に的確に対応することが必要です。各児童相談所に配置する非常勤弁護士や登録された協力弁護士が、法的な見地から助言・指導を行うほか、必要に応じて、対外的な対応等も行っています。
- 児童虐待による死亡事例等の未然防止、再発防止に向け、「児童虐待死亡事例等検証部会」による検証結果を、児童相談所の対応等に活用する必要があります。
- 養育家庭を支える児童相談所の児童福祉司が、異動等によって交替することは、児童や里親にとって、大きな影響を与える場合があります。児童や里親と信頼関係を維持し、継続的に支援できる仕組みが求められます。〔再掲〕

<今後の方向性>

- 児童福祉司・児童心理司の更なる増員を図るとともに、民間企業経験者等から採用するキャリア活用採用や、専門性をもった人材を一定期間採用する任期付職員採用など、多様な採用方法により人材を確保します。また、児童福祉司等の業務補助職員の拡充や必要な業務の精査、テレビ会議システムの設置、モバイル端末の児童相談所への先行配備等により、事務負担の軽減を図るとともに、児童相談所業務の一部をアウトソーシングするなど、民間事業者の活用を図ります。
さらに、児童相談所の改築等に合わせた職場環境の改善や、産業医や児童相談所の常勤医師による面接、共済組合の精神保健相談員による各児童相談所への巡回面談等のメンタルヘルス支援等により精神的な負担の軽減を図っていきます。
- 経験の浅い児童福祉司が、判断の難しい事例にも的確な対応ができるよう、知識や経験が豊富な児童福祉司 OB を活用した個別指導や、実践的な研修など研修プログラムの充実を図ります。また、専門課長の配置をさらに進め、スーパーバイズ機能を強化します。さらに、高い専門性とスキルを備える児童福祉司への成長を促すため、他職種（施設）職員との交流、職場体験や人事交流、コミュニケーションスキルを学ぶ機会等の充実を図ります。
- 児童相談所における専門的支援を充実するため、困難な虐待事例における

法律上の問題に的確に対応できるよう、非常勤弁護士や協力弁護士の取組を検証し、日常的に弁護士に相談できる体制の整備を促進するとともに、弁護士に求める役割の検討や、常勤弁護士の配置について検討を行います。

また、虐待を受けた子供や不登校の子供などに対する治療指導や、里親に委託されている子供等と保護者の再統合に向けた取組、虐待ケース等で法医学の見地から意見し診断を行う協力医師の取組等、医師の活用について、継続して実施していきます。

- 関係機関のあり方や再発防止に向けた具体的な取組などの重大な児童虐待事例の検証結果について、児童相談所職員への研修やOJT等を通して、ケースワークに活かすよう徹底を図ります。
- 児童相談所を含む関係機関が密にコミュニケーションをとりながら、引き続きチーム養育体制の強化を図っていきます。〔再掲〕

<評価のための指標>

区分	直近値
1 児童福祉司数	315人（令和元年度）
2 児童心理司数	141人（令和元年度）
3 児童福祉司一人当たりの虐待相談受理件数	63.2件（平成30年度）

5 一時保護児童への支援体制の強化

<背景と経緯>

- 平成 28 年度改正児童福祉法で、一時保護は、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため（緊急一時保護）、又は児童の状況を把握するため（アセスメントのための保護）に行うものであることが明確化されました。
- また、一時保護は、子供を一時的にその養育環境から切り離す行為であり、子供にとっては、養育環境の急激な変化を伴う、精神的な危機的状況をもたらす可能性が高いものであることから、子供の権利擁護が図られ、安全・安心な環境で適切なケアが提供されることが不可欠とされています。
- 平成 30 年7月、国は、一時保護を適切に行い、実効ある見直しを進めることを目的に「一時保護ガイドライン」を発表しました。都はそれを受け、一時保護要領を作成するとともに、一時保護所職員としての基本姿勢や児童への援助方法等を具体的に定めた運営の手引きを併せて改正します。

<現状と課題>

- 都はこれまで、一時保護所の定員を拡大してきましたが、相談件数の増加に伴い、定員を上回る入所状況が常態化しており、高まる一時保護の需要にさらなる対応が必要です。
- 都では、一時保護所の職員を国基準より厚く配置し、令和元年度には専門職を 16 名増員するとともに、職員の補助業務を行う非常勤職員も配置しています。しかしながら、児童の状況が複雑化・深刻化している中で、一人ひとりの児童の状況に応じた適切な支援の確保に配慮し、児童の権利擁護を図り、安全・安心な環境で生活できるよう、職員配置基準の見直しや生活面や心理面での個別ケアの強化が必要です。
- 一時保護された児童の権利擁護を図るため、一時保護に当たっては、子供の意見表明権の保障や行動制限を必要最小限とすることなどの統一的な取組が必要です。

<今後の方向性>

- 今後の一時保護の需要や、特別区の児童相談所設置に伴う影響等を踏まえ、一時保護所の定員を検討します。また、保護が必要な児童を確実に一時保護できるよう、施設や養育家庭への一時保護委託の積極的な活用を図るため、

一時保護委託に関するガイドライン作成の検討を行います。

- 子供の権利が尊重され安心して生活ができるよう、児童の年齢等に応じて、大人との信頼関係の構築や医学的・心理学的知見を活用したアセスメントの強化を図り、一人一人の児童への日常的な支援を充実していきます。また、一時保護所の改築等に合わせ、児童の年齢等に応じた個別対応環境の整備を推進していきます。

- 児童養護施設等の配置基準よりも手厚い、一時保護所の職員配置基準の設定を国に要望していくほか、児童の行動や反応から、児童が抱える問題を理解するアセスメント力や子供の見立てなど、職員一人一人のスキルを向上させていきます。

- 児童の権利擁護を図るため、一時保護の理念や対応方法等について、一時保護所の運営の手引きを改正し、職員への研修等を通じて、職員への浸透を図ります。また、引き続き、一時保護所において外部評価を受審するほか、公平・中立的な立場にある第三者委員が、児童から相談を受け、児童相談所へ助言を行っていきます。さらに、一時保護中の子供に対して、児童の権利や困ったときの相談方法などを記載したリーフレット等を通じて周知を図るほか、児童の声を聴くための意見箱を設置して、児童の意見を受け止める取組を推進していきます。

<評価のための指標>

区分	直近値
1 一時保護所での新規保護人数	2,141 人 (平成 30 年度)
2 一時保護委託での新規保護人数	1,268 人 (平成 30 年度)
3 一時保護所における平均入所率	114.9% (平成 30 年度)
4 児童一人当たり平均保護日数	40.8 日 (平成 30 年度)